

平成28年6月1日

保護者様

浅口市立金光吉備小学校
校長 横山 木実

緊急時における児童引き渡しについて

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、児童が学校にいる間に大規模な災害や地域での危険事案等が発生した場合の児童引き渡しについて、以下のように考えております。よろしくお願いいたします。

記

1 目的

火災・地震等による重大な自然災害や、学校への不審者侵入・地域での危険事案等が発生し、児童の下校に危険が生じると考えられる場合、児童を保護者に直接引き渡すことにより、児童の安全確保を図る。

2 引き渡し実施の連絡方法

- (1) 携帯電話への緊急メール配信(電話)によって、保護者の方に連絡します。
- (2) 大災害等により通信が途絶した場合、メール(電話)が使用不能になる場合があります。そのような状況で震度5以上の地震が発生している場合は、連絡がなくてもお迎えをお願いします。

3 児童の引き渡し方法

- (1) 児童の安全確保を最優先します。
- (2) 引き渡しは、児童および保護者の安全が確保できる状況で行います。
- (3) 保護者(家族)が来校できない場合は、引き取り代理人(以下:代理人)に引き渡しをします。

- ・代理人への連絡は保護者が行い、その旨を速やかに学校へ連絡をお願いします。保護者の承認のない代理人への引き渡しはできません。
- ・代理人は、児童が顔や名前を知っている人に限ります。
- ・代理人を依頼するにあたっては、家族や代理人との意思疎通を図っておいてください。

- (4) 引き渡しができるまで、学校で待機させます。
- (5) 引き渡しは、学級ごとに、原則担任が行い、学校保管の緊急時引き渡しカードに記録します。
- (6) 引き渡し場所は、原則として運動場または体育館としますが、被害状況や天候により変更することがあります。
- (7) 引き取り者の来校手段
 - ・災害の状況に応じ、徒歩または自動車等、安全な方法で来校してください。
 - ・自動車の場合は、運動場を駐車場とします。(廃品回収の時と同じように、職員室前の門から入り、南門から出てください。)

『緊急時児童引き渡し訓練』のお知らせ

※本年度は平成28年6月18日(土)の授業参観・学級懇談会後に、『緊急時引き渡し訓練』を予定しています。

※当日の動きや時刻等、詳細につきましては、訓練前にお知らせいたします。

※メール配信登録がお済みでない方は、ぜひ登録をお願いいたします。(裏面参照)